⑶　装備施設本部長が算定した「ほ装工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は1,000点以上、代表者以外の構成員は、870点以上である。

⑷　単体又は特定建設工事共同企業体代表者は、平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる①の工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体代表者以外の構成員は、平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる②の工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

①　航空機を対象としたコンクリート舗装工事（１契約あたり10,000㎡以上）。

②　コンクリート舗装工事（１契約当たり1,000㎡以上（歩道を除く。））。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正である。

⑹　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は平成11年度以降入札公告日までに、次に掲げる①の工事を施工した経験を有する者である（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は平成11年度以降入札公告日までに、次に掲げる②の工事の経験を有する者である（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

①　航空機を対象としたコンクリート舗装工事（１契約あたり5,000㎡以上）。

②　コンクリート舗装工事（１契約当たり500㎡以上（歩道を除く。））。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていない。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がない。詳細は入札説明書による。

⑽　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

㋐　コンクリート舗装の品質管理についてどのような配慮を行うか。

㋑　飛行場エリアでの施工における安全対策のためにどのような配慮を行うか。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法等

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　電話098―921―8131（内線155）ＦＡＸ098―921―8167

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成26年10月17日から平成27年１月28日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類等：ＰＤＦ（Acrobat８形式）又はExcel（2007形式）
申請書類：一太郎（Ver2007形式）又はWord（2007形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。